

浜松市告示第158号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和7年度固定資産（土地・家屋）価格等縦覧帳簿を納税者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月13日

浜松市長 中野 祐介

1 縦覧期間

令和8年4月1日から同年4月30日まで

（閉庁日及び執務時間外を除く。）

2 縦覧場所

資産税課 (元目分庁舎)

資産税課 北税務グループ (浜名区北行政センター)

資産税課 天竜税務グループ (天竜区役所)

中央区役所 東行政センター

中央区役所 西行政センター

中央区役所 南行政センター

浜名区役所 区民生活課